

議 案 第 2 号

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、情報提供等記録の定義に係る規定等を整備するため。

## 松戸市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第10号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第11条の2第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第11条の3第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。